

(株式等の取得及び保有)
第一項 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十五条の二 機構は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術（第一号において「革新的な情報通信技術」という。）の創出を推進するため、第十四条第一項第一号、第八号（同項第一号に係る部分に限る。）及び第九号に掲げる業務（他に委託して行うものに限る。）並びに同項第十号に掲げる業務のうち次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金（以下「情報通信研究開発基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

一 該研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化に係る業務であつて特に先進的で緊要なもの
二 複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、彈力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、情報通信研究開発基金に充てる資金を補助することができる。

3 情報通信研究開発基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、情報通信研究開発基金に充てるものとする。この場合において、通則法第四十七条及び第六十一条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、情報通信研究開発基金の運用について準用する。

4 通則法第四十七条及び第六十一条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、情報通信研究開発基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

5 総務大臣は、情報通信研究開発基金の額が情報通信研究開発基金に係る業務の実施状況その他的事情に照らして過大であると認めたときは、機構に対し、速やかに、交付を受けた情報通信研究開発基金に充てる補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

6 前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条の三 機構は、毎事業年度、情報通信研究開発基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

第十六条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十四条第二項第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

二 情報通信研究開発基金に係る業務（次号に掲げる業務を除く。）

三 情報通信研究開発基金に係る業務（電波法（昭和二十一年法律第二百三十一号）第二百三条の二の第四項第三号に規定する補助金の交付を受けて実施するものに限る。）

四 前三号に掲げる業務以外の業務（これに附帯する業務を含む。）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条 機構は、前条第四号に掲げる業務に係る勘定において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち総務大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十四条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 機構は、通則法第四十四条第一項の規定にかかるわらず、前条第一号に掲げる業務に係る勘定（次項及び第六項において「基盤技術研究促進勘定」という。）において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、残余の額のうち政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付しなければならない。

5 機構は、基盤技術研究促進勘定において、前項に規定する残余の額から同項の規定により国庫に納付しなければならない額を控除してなお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、通則法第四十四条第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

6 第一項から第三項までの規定は、基盤技術研究促進勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項又は第二項」とあるのは、「第五項又は通則法第四十四条第二項」と、「同条第一項」とあるのは、「第五項」と、第三項中「第一項」とあるのは、「第二項」と、「第六項において読み替えて準用する場合を含む。」と読み替えるものとする。

7 前各項に定めるものほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条 機構は、第十四条第一項第七号ロに掲げる業務を行う場合において、その一部として次に掲げる業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

一 特定アクセス行為を行うこと。

二 通信履歴等の電磁的記録を作成すること。

三 特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備が次のイ又はロに掲げる者の電気通信設備であるときは、当該イ又はロに定める者に対し、通信履歴等の電磁的記録を証拠として当該電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信又は送信元とする送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知を行うこと。

4 機構は、第一項の認可を受けた特定アクセス行為等実施計画を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、変更後の特定アクセス行為等実施計画を総務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

5 機構は、第一項の認可を受けた特定アクセス行為等を他の者に委託してはならない。

6 機構は、次に掲げる場合を除き、特定アクセス行為等を他の者に委託してはならない。

一 第一項の認可を受けた特定アクセス行為等実施計画（前項の規定による変更の認可がされたときは、その変更後のもの。第八項及び第九項において「認可特定アクセス行為等実施計画」という。）に基づき第一項第二号に掲げる業務を委託するとき。

二 第一項第三号に掲げる業務を認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対応協会に委託するとき。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

2 機構は、前項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる業務（以下この条において「特定アクセス行為等」という。）の実施に関する計画（以下この条において「特定アクセス行為等実施計画」という。）を作成し、総務大臣に提出しなければならない。

3 特定アクセス行為等実施計画には、次に掲げた事項を記載しなければならない。

一 特定アクセス行為等の実施期間

二 特定アクセス行為等の実施体制（第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあつては、委託先の選定に係る事項を記載しなければならない。

三 特定アクセス行為に用いる識別符号

四 特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保するための措置（第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあつては、委託先における当該情報の適正な取扱いを確保するための措置を含む。）

五 特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保するための措置（第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあつては、委託先における当該情報の適正な取扱いを確保するための措置を含む。）

六 その他総務省令で定める事項

3 機構は、前項の認可を受けるものとする。

4 機構は、第一項の認可を受けた特定アクセス行為等実施計画があつたときは、当該特定アクセス行為等実施計画に基づき特定アクセス行為等が適正かつ確実に実施されると認められる場合に限り、第一項の認可をするものとする。

5 機構は、第一項の認可を受けた特定アクセス行為等実施計画があつたときは、当該特定アクセス行為等を他の者に委託してはならない。

6 機構は、第一項の認可を受けた特定アクセス行為等実施計画（前項の規定による変更の認可がされたときは、その変更後のもの。第八項及び第九項において「認可特定アクセス行為等実施計画」という。）に基づき第一項第二号に掲げる業務を委託するとき。

7 この条（次項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定アクセス行為 機構の端末設備又は自 営電気通信設備を送信元とし、アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を通じて接続された他の電気通信設備を送信先とする電気通信の送信を行う行為であつて、当該アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備に電気通信回線を通じて接続された他の電気通信設備を勘案して不正アクセス行為から防衛するため必要な基準として総務省令五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件において定める基準を満たさないものに限る。)を定めている基準を満たさないものに限る。)を定めて当該電気通信設備を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている当該電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備の特定利用をし得る状態にさせる行為をい う。

二 通信履歴等の電磁的記録 特定アクセス行為に係る電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴を含む特定アクセス行為についての電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人による知識によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう)であつて、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先のアクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信先又は送信元とする送信型対電気通信設備サバイバー攻撃のおそれがあることの証拠となるものをい う。

<p>8 認可特定アクセス行為を除く</p> <p>9 認可特定アクセス行為を除く</p>	<p>電気通信事業法第二号に信研究機構の委託を受けて、百十六条掲げる国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第二百二十八号）第二項ほか、百六十二号）第十八条第一項送信型第三号イ又はロに定める者にて、同号の通知を行うこと。</p> <p>通信設備サイカ、送信型対電気通信設備サバ一攻イバ攻撃に對信事業者を支援すること。</p>	<p>電気通信事業法第二号に信研究機構の委託を受けて、百十六条掲げる国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第二百二十八号）第二項ほか、百六十二号）第十八条第一項送信型第三号イ又はロに定める者にて、同号の通知を行うこと。</p> <p>通信設備サイカ、送信型対電気通信設備サバ一攻イバ攻撃に對信事業者を支援すること。</p>	<p>電気通信事業法第二号に信研究機構の委託を受けて、百十六条掲げる国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第二百二十八号）第二項ほか、百六十二号）第十八条第一項送信型第三号イ又はロに定める者にて、同号の通知を行うこと。</p> <p>通信設備サイカ、送信型対電気通信設備サバ一攻イバ攻撃に對信事業者を支援すること。</p>
<p>第一号</p> <p>第一条</p> <p>第四項</p> <p>第二項</p> <p>第二号</p> <p>第一号</p>	<p>不正アクセス行為を除く</p> <p>セス行為該当、當該</p> <p>信事業者を支援すること。</p> <p>電気通信事業者を支援すること。</p> <p>電気通信事業者を支援すること。</p> <p>電気通信事業者を支援すること。</p>	<p>不正アクセス行為を除く</p> <p>セス行為該当、當該</p> <p>信事業者を支援すること。</p> <p>電気通信事業者を支援すること。</p> <p>電気通信事業者を支援すること。</p> <p>電気通信事業者を支援すること。</p>	<p>不正アクセス行為を除く</p> <p>セス行為該当、當該</p> <p>信事業者を支援すること。</p> <p>電気通信事業者を支援すること。</p> <p>電気通信事業者を支援すること。</p> <p>電気通信事業者を支援すること。</p>

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する基準又はこれを上回る基準を定めているときを除き、同号の総務省令で定める基準に相当する基準を定めているものとみなす。）
（法律の適用）

第十九条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。）の規定（罰則を含む。）は、第十四条第一項第十号並びに同条第二項第三号（通信・放送・融合技術の開発の促進に関する法律第四条第一号に係る部分に限る。）及び第四号（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、補助金等適正化法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構の理事長」と、補助金等適正化法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構」と、補助金等適正化法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構の事業年度」と読み替えるものとする。

五 第十四条第二項第一号に掲げる業務のうち、前号までに掲げる業務以外のものに関する事項については、総務大臣及び国家公安委員会

六 第十四条に規定する業務のうち第一号から第十三条第一項の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは、「職員（国家公安委員会においては、警察庁の職員）」とする。

七 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣（主務大臣が国家公安委員会であるときは、内閣総理大臣）の発する命令とする。

（中長期目標等に関するサイバーセキュリティ戦略本部の意見の聴取）

第二十一条 総務大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により中長期目標（第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならぬ。

（国家公安委員会及び経済産業大臣との協議）

第二十二条 総務大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、国家公安委員会及び経済産業大臣に協議しなければならない。

一 第十八条第二項、第三項第六号、第五項又は第七項第一号の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

二 第十八条第一項の認可又は同条第五項の変更の認可をしようとするとき。

（審議会等への諮問）

第二十三条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めめたものについては、この限りでない。

一 第十八条第二項、第三項第六号、第五項又は第七項第一号の総務省令の制定又は改廃

第二十四条 第十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第十四条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 この法律の規定により総務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

三 第十五条の二第四項において読み替えて準用する通則法第四十七条の規定に違反して情報通信研究開発基金を運用したとき。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第二条 研究所の成立の際現に総務省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。

第三条 研究所の成立の際現に前条に規定する政令で定める機関の職員である者のうち、研究所の成立の日において引き続き研究所の職員となつたもの（次条において「引継職員」という。）であつて、研究所の成立の日の前日において総務大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の認可

等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第四条 研究所の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

前項の規定により法人である労働組合となつたものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

（権利義務の承継等）

第五条 研究所の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時ににおいて研究所が承継する。

前項の規定により研究所が国有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとす

る。

前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

前項の評価委員その他評価に關し必要な事項

第六条 前条に規定するもののほか、政府は、研究所の成立の時において現に建設中の建物等（建物及びその建物に附屬する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを研究所に追加して出資するものとする。

第二項 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

第三項 前項の評価委員その他評価に閑し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償使用)

第七条 国は、研究所の成立の際現に附則第二条に規定する政令で定める機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めることにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。

(業務の特例)

第八条 機構は、第十四条に規定する業務のほか、当分の間、難視聴地域（日本放送協会が放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二十条第五項の規定によりテレビジョン放送（同法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。以下この項において同じ。）があまねく全国において受信できるように措置をするに当たり、地形その他の自然的条件の特殊性に起因して、衛星放送（テレビジョン放送であつて、放送衛星（同法第二条第一号に規定する放送を行ふための無線設備及びこれに附屬する設備のみを搭載する人工衛星をいう。）の無線局を用いて行われるもの）をいう。以下この項において同じ。）によらなければその地域においてテレビジョン放送を受信できるようにすることが困難と認められる地域をいう。）において日本放送協会の衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行う。

第二項 前項の規定により機構の業務が行われる場合には、第十七条第一項、第二十条第一項第六号及び第二十五条第一号中「第十四条」とあるのは、「第十四条及び附則第八条第一項」と、第十九条中「障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。」とあるのは「障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。」並びに附則第八条第一項」とする。

(政令への委任)

の他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二年五月二六日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則（平成一四年一二月六日法律第一三四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第三条、第四条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 独立行政法人情報通信研究機構への移行

（独立行政法人情報通信研究機関への移行）

第二条 独立行政法人情報通信研究所（附則第五条において「研究所」という。）は、この法律の施行の時において、独立行政法人情報通信研究機関（以下「研究機関」という。）となるものとする。

（通信・放送機関の解散等）

第三条 通信・放送機関は、この法律の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において研究機関が承継する。

前項の規定による承継の際現に通信・放送機構が有する資産であつて次に掲げるのは、この法律の施行の時において国が承継する。

一 附則第九条の規定による廃止前の通信・放送機関法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「旧通信・放送機関法」という。）第三十一条の二に規定する研究開発推進勘定に属する資産のうち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産

二 旧通信・放送機関法第三十三条の二に規定する研究開発出資勘定に属する資産のうち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産

三 基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第九条に規定する特別の勘定に属する資産のうち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産

四 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十号。以下「平成十三年基盤技術研究法改正法」という。）附則第九条に規定する通信・放送承継勘定（以下「旧通信・放送承継勘定」という。）に属する

17 第八項並びに前項第一号及び第三号の政令を定める場合においては、研究機構の業務運営上

19 第一項の規定により通信・放送機構が解散する。
18 手続その他必要な事項は、政令で定める。

た場合における解散の登記については、政令で定める。

三条第一項の規定により政府以外の者から通信・放送機構に出資があつたものとされた額（同法附則第十三条の規定による）を増加し

(同法附則第十条の規定によれば、本金を増加し、又は減少した場合にあつては、同条の規定により出資があつたものとされた額を含み、同条の規定により出資がなかつたものとされた額を除く。)については、当該政府以外の者は、通信機関に対し、政令で定める期間に限り、その持分の払戻しを請求することができ
る。

3 前条第九項の規定により政府及び日本政策投
資銀行が承認するに當るときは、旧通信・放送機
構法第六条第一項の規定にかかるわらず、當該
請求をした者に対する勘定に属する資産の価額
から負債の金額を差し引いた額に対する當該
請求をした者の持分に相当する金額により資本
金を減少するものとする。

4 資銀行以外の者が研究機構に出資したものとされた金額については、当該政府及び日本政策投資銀行以外の者は、研究機構に対し、施行日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができる。

ときは、研究機構法第八条第一項の規定にかかる
わらず、当該持分に係る出資額に相当する金額を
により払戻しをしなければならない。この場合に
において、研究機構は、その払戻しをした金額
により資本金を減少するものとする。

第二項に規定する資産の価額は、同項に規定
する政令で定める日現在における時価を基準と
して評価委員が評価した価額とする。

前項の評価委員その他評価に関し必要な事項
は政令で定める。

(役員に関する経過措置)

ある者の任期は、この法律による改正前の独立行政法人通信総合研究所法（平成十一年法律第百六十二号）第九条の規定にかかるわらず、その日に満了する。この場合において、この法律の施行後最初に独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）。以下「通則法」という。第二十条第一項の規定により研究機構の理事長に任命された者の任期は、研究機構法第十二条の規定にかかるわらず、その際通常定にかかるわらず、施行日の前日において研究所の理事長であった者の研究所の理事長としての残任期間と同一の期間とする。

この法律の施行の際研究所の理事又は監事である者は、別に辞令を用いないで、その際通常法第二十条第二項及び第三項の規定により研究機構の理事又は監事として任命されたものとみなす。

前項の規定により任命されたものとみなされた研究機構の理事又は監事の任期は、研究機構法第十二条の規定にかかるわらず、この法律の施行の際ににおけるその者の研究所の理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。

（通信・放送機構の役職員であつた者に係る國家公務員共済組合法の規定の適用の特例）

第六条 施行日の前日において健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付を受けけることができる者であつた通信・放送機構の役員又は職員で、施行日に総務省共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条第一項の規定により総務省に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）及びその所管する独立行政法人（通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員をもつて組織された国家公務員共済組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）の組合員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。）に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び法第二百二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険（通信・放送機構の役員又は職員であつた間に限る。）総務省共済組合の組合員であつたものとみなし、その者が施行日前に健康保険法によると保険給付を受けていた場合における当該保険

2 陰給付は、国家公務員共済組合法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。

この法律の施行の際前項に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができた者であつて、同一の傷病について国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けたものに係る同条第二項の規定の適用については、当該健康保険法第十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

3 第一項に規定する者のうち国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該傷病による障害について厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は障害手当金の支給を受けることができるものに係る同条第四項又は第五項の規定の適用については、これらの者が引き続き総務省共済組合の組合員である間（研究機構の役員又は職員である間に限る。）は、当該障害厚生年金又は障害手当金を国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金とみなす。

第七条 施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた通信・放送機構の役員又は職員で、施行日に総務省共済組合の組合員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。以下この条において「通信・放送機構の役員又は職員であつた組合員」という。）のうち、一年以上の引き続き組合員期間（総務省共済組合の組合員である期間（研究機構の役員又は職員である間に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の保険者期間（通信・放送機構の役員又は職員であつた期間に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。）と当該厚生年金保険期間に引き続き組合員期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続き組合員期間を有する者とみなす。

2 通信・放送機構の役員であつた組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した

期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く組合員期間を有する者と見なされる者に限る。）に係る国家公務員共済組合法第七十七条第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

3 通信・放送機関の役職員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項及び第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

4 通信・放送機関の役職員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法による退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは、「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。

5 前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法による遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第九十条の規定を適用する。

6 通信・放送機関の役職員であつた組合員のうち、組合員期間が一年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の組合員期間を有する者とみなす。

7 通信・放送機関の役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第三項又は第三項の規定の適用については、その者は、組合員期間が四十四年以上である者とみなす。

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二二年五月二八日法律第三号) 抄 (施行期日)</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
--

<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年六月一一日法律第五九号) 抄 (施行期日)</p> <p>(その他の経過措置)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第七条 国立研究開発法人情報通信研究機構が附則第三条第一項の規定により行う旧法律第六条第二号の助成金の交付の業務及びこれに附帯する業務（以下「利子助成継続業務」という。）が終了するまでの間は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第九条第二項に規定する業務には、利子助成継続業務が含まれるものとする。</p> <p>2 この法律の施行の際現に機構が管理している前条の規定による改正前の独立行政法人情報通信研究機構法附則第十五条规定する高度電気通信研究機構法附則（平成二二年法律第百六十二号）の規定による改定するまでの間は、利子助成継続業務に必要な経費に充てる金額に係る部分に限る。）については、利子助成継続業務が終了するまでの間、同条の規定はなおその効力を有する。この</p>

<p>第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(その他の経過措置の政令等への委任)</p> <p>第三十条 附則第三条から前条までに定めるもの（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院規則）で定める。</p>
--

<p>第四条 この法律の施行の際現に電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十九号）附則第三条第一項の規定による改定するまでの間は、電気通信基盤充実臨時措置法（以下この条において「平成二十三年改正前電気通信基盤法」という。）第六条第二号の規定によることとされる同法の施行に係る事項については、人事院規則で定める。</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>2 この法律の施行の際現に機構が管理している前条の規定による改正前の独立行政法人情報通信研究機構法附則第十五条规定する高度電気通信研究機構法附則（平成二二年法律第百六十二号）の規定による改定するまでの間は、利子助成継続業務に必要な経費に充てる金額に係る部分に限る。）については、利子助成継続業務が終了するまでの間、同条の規定はなおその効力を有する。この</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年四月一四日法律第一五号) 抄 (施行期日)</p>

後にしては、
行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律
の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め
る。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後三年を経過し
た場合において、新機構法の規定の施行の状況
について検討を加え必要があると認めるときは、
その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。